

平成 27 年 10 月 28 日

組合員の皆さまへ

大阪府市町村職員共済組合

被用者年金制度一元化広報用冊子（私たちの年金が変わります）の記載内容
誤りについて（お詫び）

標記冊子につきましては、10月27日付けで各所属所様へ送付させていただき、所属所共済事務担当者を通じて、順次、組合員の皆さまのお手元へお配りすることになっておりますが、当該冊子の記載内容に一部誤りがあり、当該冊子の先頭ページに正誤表を挟み込んでおります。

つきましては、正誤表は以下のとおりとなっておりますが、万が一冊子に正誤表がない場合には、こちらでご確認ください。

最後に、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんがよろしく申し上げます。

○「私たちの年金が変わります」正誤表

該当箇所	誤	正
P9 未支給年金の給 付範囲が変わり ます。 右段2行目	なお、平成27年10月1日前に 給付事由の生じた共済年金につい ては、 <u>死亡日が平成27年10月1 日以後であっても、従来通り相続 人にも支給されます。</u>	なお、平成27年10月1日前に 給付事由の生じた共済年金につい ても、 <u>死亡日が平成27年10月1 日以後の場合は、厚生年金と同様 に「生計を同じくする兄弟姉妹や 甥姪などを含む三親等内の親族」 に未支給年金が支給されること になります。</u>

(問い合わせ先)

共済組合 年金課

電話 06-6941-4803